

公証人法施行規則についての意見公募時の案からの差異

公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）について、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令案」に関する意見募集における「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令案」からの主な修正点は以下のとおりです。

- ※1 下線部分は、「定められた省令」と「意見公募時の案」の相違箇所です。
- ※2 太字ゴシック部分は、提出意見を踏まえて修正した箇所です。
- ※3 下記の表に掲載しているもののほか、用語・規定の整理、表の様式など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

定められた省令	意見公募時の案	改正前の省令(参考)
<p>第四条 法務大臣は、指定公証人を指定する場合には、次に掲げる事項を考慮するものとする。</p> <p>一 法第三十六条第一号、第四十二条第一項 <u>（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）</u>、第四十三条第一項第二号及び第三号 <u>（法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）</u>、第四十四条第一項第二号及び第三号、第</p>	<p>第四条 法務大臣は、指定公証人を指定する場合には、次に掲げる事項を考慮するものとする。</p> <p>一 法第三十六条第一号、第四十二条第一項、第四十三条第一項第二号及び第三号、第四十四条第一項第二号及び第三号、第四十八条、第五十一条、第五十九条第一項及び第三項並びに第六十条第一項から第四項まで（民法施行法（明治三十一年法律第十一号。以下「施行法」という。）第七条第一項において準用す</p>	[新設]

<p><u>四十八条第一項、第五十一条第二項、第五十九条第一項及び第三項並びに第六十条第一項から第四項まで</u>（民法施行法（明治三十一年法律第十一号。以下「施行法」という。）第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに施行法第五条第二項に規定する電磁的記録に関する事務（以下第十一条第二項を除き「電磁的記録に関する事務」という。）を取り扱うに当たつて必要とする電子計算機及びその周辺機器（以下「電子計算機等」という。）を保管していること。</p> <p>[二 略]</p>	<p>る場合を含む。）並びに施行法第五条第二項に規定する電磁的記録に関する事務（以下第十一条第二項を除き「電磁的記録に関する事務」という。）を取り扱うに当たつて必要とする電子計算機及びその周辺機器（以下「電子計算機等」という。）を保管していること。</p> <p>[二 同左]</p>	
<p>第二十二條 [略] [2～5 略]</p> <p>6 代理により囑託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証する書面又は電磁的記録の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明しなければならない。</p> <p>7 前項の規定は、<u>法第三十二条第二項（法第四十二条第二項、第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合</u></p>	<p>第二十二條 [同左] [2～5 同左]</p> <p>6 代理により囑託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証すべき証書その他の情報の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明しなければならない。</p> <p>7 前項の規定は、<u>法第三十四条第一項並びに第四十二条第三項及び第四項の規定による提供について準用する。</u></p>	<p>[新設]</p>

<p>に限る。)、第三十四条第一項並びに第四十二条第三項(法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。)<u>及び第四項(法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)</u>の規定による提供について準用する。</p>		
<p>第二十五条 [略] [2～4 略] 5 第一項から前項までの規定は、法第四十三条第一項第一号及び第四十四条第一項第一号の書面について、<u>第一項から第三項までの規定は、やむを得ない事情がある場合における</u>法第四十三条第一項第二号及び第四十四条第一項第二号の書面について準用する。</p>	<p>第二十五条 [同左] [2～4 同左] 5 第一項から前項までの規定は、法第四十三条第一項第一号及び<u>第二号並びに</u>第四十四条第一項第一号<u>及び第二号</u>の書面の作成について準用する。ただし、法第四十三条第一項第二号及び第四十四条第一項第二号の書面の作成については、<u>やむを得ない事情がある場合に限る。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第三十条 [略] <u>2 公証人は、法第四十二条第五項(法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。)</u>の規定による申出のあつた公正証書又はその附属書類について、<u>法第四十二条第一項の閲覧をさせ、又は法第四十三条第一項各号若しくは第四十四条第一項各号の書面若しくは電</u></p>	<p>第三十条 [同左] [項の追加]</p>	<p>[新設]</p>

<p><u>磁的記録を作成するときは、当該申出をした申出人の住所の全部を削除する措置（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を講じなければならない。ただし、当該申出をした申出人又はその相続人から当該措置が講じられていない公正証書若しくはその附属書類の閲覧又は当該措置が講じられていない法第四十三条第一項各号若しくは第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供を求められたときは、この限りでない。</u></p>		
<p>第三十五条 法第四十四条第一項第二号の法務省令で定める方法は、<u>公正証書に記録されている事項を出力した書面に、その内容</u>が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、指定公証人が署名及び押印をする方法とする。</p> <p>2 法第四十四条第一項第二号の書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。</p>	<p>第三十五条 法第四十四条第一項第二号の法務省令で定める方法は、<u>当該書面の内容</u>が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を<u>当該書面に</u>記載し、指定公証人が署名及び押印をする方法とする。</p> <p>2 法第四十四条第一項第二号の書面は、<u>指定公証人が、公正証書に記録されている事項を出力し、これに署名及び押印をして作成するものとする。この場合において、当</u></p>	<p>[新設]</p>

<p>3 <u>法第四十四条第一項第二号</u>の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>[一～三 略]</p>	<p>該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。</p> <p>3 <u>前項</u>の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>[一～三 同左]</p>	
<p>第三十六条 法第四十四条第一項第三号の法務省令で定める方法は、<u>公正証書に記録されている事項を記録した電磁的記録に、その内容</u>が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記録し、指定公証人が<u>法第四十五条第一項に規定する措置を講ずる</u>方法とする。</p> <p>[2 略]</p>	<p>第三十六条 法第四十四条第一項第三号の法務省令で定める方法は、<u>当該電磁的記録の内容</u>が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記録し、指定公証人が<u>当該電磁的記録に記録された情報に電子署名を行う</u>方法とする。</p> <p>[2 同左]</p>	[新設]
<p>第三十七条 [略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>6 代理により嘱託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証する書面又は電磁的記録の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明しなければならない。</p> <p>7 前項の規定は、<u>法第四十二条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第</u></p>	<p>第三十七条 [同左]</p> <p>[2～5 同左]</p> <p>6 代理により嘱託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証すべき証書その他の情報の提供その他の方法によつて代理人の権限を証明しなければならない。</p> <p>7 前項の規定は、<u>法第五十二条第五項</u>において準用する法第三十四条第一項並びに</p>	[新設]

<p><u>五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する法第三十二条第二項、法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第五十九条第二項において準用する法第三十四条第一項並びに法第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第三項及び第四項の規定による提供について準用する。</u></p>	<p>法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第三項及び第四項の規定による提供について準用する。</p>	
<p>第四十条 <u>法第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する</u></p>	<p>第四十条 法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第五項の法務省令で定める場合は、その書面又は電磁的記録に記載され、又は記録されている者（自然人であるもの</p>	<p>[新設]</p>

<p>法第四十二条第五項の法務省令で定める場合は、その書面又は電磁的記録に記載され、又は記録されている者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>2 公証人は、<u>法第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合に限る。）、第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第五項の規定による申出のあつた書面又は電磁的記録について、これを閲覧させ、又は作成するときは、当該申出をした申出人の住所の全部を削除する措置（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を講じなければならない。ただし、当該申出をした申出人又はその相続人から当該措置が講じられていない書面若しくは電磁的記録の閲覧又は交付若しくは提供を求められた</u></p>	<p>に限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。</p> <p>[一～四 同左]</p> <p>[項の追加]</p>	
--	---	--

<p><u>ときは、この限りでない。</u></p>		
<p>第四十七条 [略] [2 略] 3 法第五十九条第一項の規定により電磁的記録に認証を与えるには、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により嘱託人に送信し、又は嘱託人が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録して嘱託人に交付するものとする。 [一～四 略] 五 法第五十九条第三項に規定する宣誓があつたときは、その旨</p>	<p>第四十七条 [同左] [2 同左] 3 法第五十九条第一項の規定により電磁的記録に認証を与えるには、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により嘱託人に送信し、又は嘱託人が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録して嘱託人に交付するものとする。 [一～四 同左] [号の追加]</p>	<p>[新設]</p>
<p>第五十条 [略] 2 情報の同一性に関する証明は、前条第一項の情報と請求に係る情報とを比較した上で、指定公証人が法第六十一条第一項に規定する措置を講ずることによつてする。 [3 略]</p>	<p>第五十条 [同左] 2 情報の同一性に関する証明は、前条第一項の情報と請求に係る情報とを比較することによつてする。 [3 同左]</p>	<p>[新設]</p>
<p>第五十三条 同時に数箇の嘱託をする場合には、法第二十八条（法第四十二条第二項及び第四十三条第二項（これらの規定を法</p>	<p>第五十三条 同時に数箇の嘱託をする場合には、法第二十八条（法第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び</p>	<p>第十四条 同時に数箇の嘱託をする場合には、公証人法第二十八条第二項（第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用</p>

<p><u>第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項（法第三十四条第二項、<u>第四十四条第三項</u>、第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提供する印鑑その他に関する証明書は、一の嘱託について提供することで足りる。</u></p> <p>[2 略] [3 略]</p>	<p>第六十条第五項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項（法第三十四条第二項、第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提供する印鑑その他に関する証明書は、一の嘱託について提供することで足りる。</p> <p>[2 同左] [3 同左]</p>	<p>する場合を含む。）又は第三十二条第二項（第三十三条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出する印鑑その他に関する証明書は、一通で足りる。</p> <p>[2 同左] [新設]</p>
--	--	---